

応用美術に関する裁判例

番号	裁判所	判決年月日	事件名	著作物性の有無	事案の概要	判断枠組み（著作物性の要件）	具体的判断	備考
1	知財高裁	平成25年12月17日	ワイングラス図柄事件	否定	被控訴人が、ワイナリーの広告看板用に制作されたワイングラスと文字からなる図柄（本件図柄）を案内用看板に表示して使用したことにより、控訴人による被控訴人製品の製造等によって、控訴人らの社有する控訴人製品の著作権が侵害されたかどうかが争われた。	判断枠組み（著作物性の要件） 応用美術に著作物性を認めるためには、 <b>客観的外形的に観察して見る者の審美的要素に働きかける創作性があり、純粋美術と同様得る程度のもの</b> でなければならないと解するのが相当である。	本件図柄には色彩選択の点や文字のアーチ状の配置など控訴人らの感性に基づく一定の工夫が看取される <b>とはいえず、見る者にとっては宣伝広告の領域を超えるものではなく、純粋美術と同様得る程度の審美的要素への働きかけを肯定することは困難である</b> 。控訴人が著作物性の根拠として強調する点は、宣伝広告の効果を向上させるための工夫とも共通するものであって、必ずしも芸術性を高めるものではない。したがって、本件図柄には著作物性は認められない。	「ワイナリーの広告としてワイングラス自体が用いられること自体は珍しいものではない上に、図柄が看板の大部分を占めており、ワイナリーの広告としてありふれた表現にすぎない。」との判断がなされている。
2	知財高裁	平成26年8月28日	ファッションショー事件	否定	被控訴人NHKが、控訴人らの開催したファッションショー（本件ファッションショー）の映像の提供を受け、上記映像の一部である映像（本件映像）をそのテレビ番組で放送したことにより、控訴人らの著作権（公衆送信権）等を侵害したかどうか争われた。	①複製される美術工芸品であっても、全体が美的鑑賞のために制作されたものであれば、美術的著作物（著作権法2条1項1号）として保護される。②実用目的の応用美術であっても、 <b>実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの</b> については、当該部分を美術的著作物として保護すべきである。	着用する衣服等の選択及び相互のコーディネートは、本件映像部分の各場面におけるモデルの衣服等はシティやリゾートのパーティ等の場面において実用されることを想定するものであり、それ全体が美的鑑賞を目的とするものではなく、また、 <b>実用目的のための構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えた部分を把握できるものでもない</b> 。したがって、着用する衣服等の選択及び相互のコーディネートについて著作物性は認められない。	本件ファッションショーが撮影された図に固定されること、当該映像は映画の著作物として保護されると判示（付言）した。
3	知財高裁	平成27年4月14日	TRIPP TRAPP事件	肯定	被控訴人が製造、販売する幼児用椅子（被控訴人製品）が、控訴人らの製造等に係る幼児用椅子（控訴人製品）の形態的特徴に類似しており、被控訴人による被控訴人製品の製造等によって、控訴人らの社有する控訴人製品の著作権が侵害されたかどうか争われた。	①ある表現物が「創作的に表現したもの」といえるためには、当該表現が、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。②応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。③ <b>著作権侵害が認められるためには、応用美術のうち優越して主張する部分が著作物性を備えていることを要する</b> 。④ <b>応用美術は、その実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を発揮し得る表現でなければならないという制約が課されることから、著作物性が認められる余地が、応用美術以外の実現物に比べて狭く、また、著作物性が認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものとどまるのが通常である</b> 。	<b>控訴人製品の形態的特徴は、①「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（定置き台）」の両方を「はめて固定」している点、②「脚」点において、<b>作成者である控訴人の代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現といえるべきである</b>。したがって、控訴人製品は、前記の点において著作物性が認められ、「美術的著作物」に該当する。</b>	被控訴人製品は、いずれも <b>4本脚</b> であり、脚部の本数に関する相違は、椅子の基本構造に関わる大きな相違であることから、 <b>被控訴人製品は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえないと</b> 判示した（侵害否認）。
4	大阪地裁	平成27年9月24日	ビクトグラム事件	肯定	被告大阪市が、市内19施設のビクトグラム（本件ビクトグラム）が配された観光案内図を使用した案内表示板を設置したこと、被告協会が、地図及び路線図中に本件ビクトグラムが配された「大阪街歩きガイド」と題する冊子（本件冊子）を頒布したこと等により、原告の著作権（複製権等）が侵害されたかどうか争われた。	①本件ビクトグラムは、これが掲載された観光案内図等を見る者に視覚的に対象施設を認識させることを目的に制作され、実際にも相当数の観光案内図等に記載されて実用に供されているものであるから、いわゆる応用美術の範囲に属するものである。② <b>応用美術の著作物性については、それが実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えている場合は、美術的著作物として保護の対象となると解するのが相当である</b> 。	① <b>ビクトグラム</b> というものが、指し示す対象の形状を使用して、その概念を簡潔に表現する記号（サインポイント）である以上、 <b>その実用目的のから、客観的に存在する対象施設の外観に反映した図柄となることは必然であり、その意味で、著作物の幅は限定される</b> のである。しかし、それぞれの施設の特徴を上げ加えてを強調するのから、そのためにどの角度からみた施設を撮るか、また、どの程度、どのように簡略化して描くのか、どこにどのような色を配するの等の美的表現において、 <b>実用的機能を離れた創作性の幅は十分に認められる</b> 。このような図柄としての美的表現において <b>制作者の思想、個性が表現された結果、それ自身が実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている場合には、その著作物性を肯定し得るものといえる</b> 。②大阪城は角度により屋根部分の枚やその形態が全く異なることから、三つの屋根部分が見える角度の大阪城を、屋根の下の方の三角形の壁部分のみを白抜きして強調し、他の部分を描画して青色に塗りつぶした形状のみで表現し、石垣部分については、現在の石垣の高さより大きく構成して強調してスケール感を出しつつ、格子状の線部分を白抜きにして石垣を簡略に表現するなどしている。本件 <b>ビクトグラムは、一見して大阪城と認識できるものの、その表現には個性が表れており、実用的機能を離れても、それ自身が美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている</b> といえる。	
5	東京地裁	平成28年4月27日	エジソンのお著事件（一番）	否定	被告が「テラックストレーニング箸」という商品名の幼児用箸を製造販売によって、原告の「エジソンのお著」という商品名の幼児用箸の著作権（複製権等）が侵害されたかどうか争われた。	①実用に供される機能的な工業製品ないしそのデザインは、 <b>その実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えていない限り</b> 、著作権法が保護を予定している対象ではなく、 <b>同法2条1項1号の「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に当たらない</b> といえるべきである。②原告は、実用に供される機能的な工業製品やそのデザインであっても、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を肯定すべきである旨主張するけれども、（中略）原告の上記主張を採用することはできない。	原告各製品については、①幼児が食事をするが著の正しい持ち方を簡単に覚えられようとするための練習用箸であるとして複製される工業製品であること ②及び③は略）が認められる。これら各点に照らせば、 <b>上記②のリングの個数、配置、形状等及び上記③の連結部であることは、いずれも上記①の幼児用の練習用箸としての実用的機能を実現するための形状及び構造であるにすぎない</b> 。そうすると、原告各製品が、上記実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えているといえることはできない（もとより純粋美術と同様得る程度の美的特性を備えているといえることもできない）。したがって、原告各製品は、著作権法2条1項1号所定の著作物には当たらない。	
6	知財高裁	平成28年10月13日	エジソンのお著事件（控訴審）	否定	被控訴人が「テラックストレーニング箸」という商品名の幼児用箸を製造販売によって、控訴人「エジソンのお著」という商品名の幼児用箸の著作権（複製権等）が侵害されたかどうか争われた。	実用品であっても <b>美術的著作物としての保護を求める以上、美的観点を全く捨象してしまうことは相当でない、何らかの形で美的鑑賞の対象となり得るような特性を備えていることが必要である（これは、美術的著作物としての創作性を認める上で最低限の要件といえるべきである）</b> 。したがって、控訴人の主張が、単に他社製品と比較して特徴的な形態さえ備わっていれば良い（およびその特性の有無を考慮する必要がない）とするものであれば、その前提において誤りがある。	①原告各製品は、幼児が食事をするが正しい箸の持ち方を簡単に覚えられようとするための練習用箸であるとして複製される工業製品であること、2本の箸を連結する、あるいは、箸を持つ指の全部又は一部を固定するといえるのは、いずれもありふれた着想にすぎない。またかかる着想を具体的な表現形態として実現しようとするれば、箸という物品自体の持つ機能や性質に加え、練習用箸としての実用性が求められることからして、 <b>選択し得る表現の幅は自ら相当程度制約されるものであって、美術的著作物としての創作性を発揮する余地は極めて限られているものといえる</b> 。②箸を連結すること自体はアイデアであって表現ではないし、その具体的な連結の態様を見ても、原告各製品が他社製品と比較して特徴的であるとはいえず、まして美的鑑賞の対象となり得るような何らかの相違的工夫がなされているとは認め難い。	
7	知財高裁	令和3年12月8日	タコ形状滑り台事件	否定	訴外M社が制作したタコの形状を模した滑り台（本件原告滑り台）が美術的著作物等に該当し、被控訴人がタコの形状を模した滑り台2個を制作した行為が、控訴人が訴外M社から譲り受けた本件原告滑り台に係る著作権（複製権又は翻案権）の侵害に該当するかどうか争われた事案	応用美術のうち、美術工芸品以外のものであっても、 <b>実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるもの</b> については、当該部分を含む作品全体が美術的著作物として保護され得ると解するのが相当である。	①本件原告滑り台の <b>タコの頭部を模した部分のうち、スライダーが連続して開閉部の上部に、これを覆うように配置された略半球状の天蓋部分については、滑り台としての実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して把握できるものである</b> といえる。しかるころ、上記天蓋部分の形状自体は単純なものであり、タコの頭部の形状としてもありふれたものである。したがって、 <b>上記天蓋部分は、美的特性である創作的表現を備えているものとは認められない</b> 。②本件原告滑り台の <b>タコの頭部を模した部分のうち、上記天蓋部分を除いた部分及びタコの足を模した部分については、滑り台としての実用目的を達成するために必要な機能に係る構成であるといえるから、これを分離して美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えているものと把握することはできない</b> 。③上記各部分の組合せからなる本件原告滑り台の全体の形状についても、美的鑑賞の対象となり得ると認めることはできないし、また、美的特性である創作的表現を備えるものと認めることもできない。	原判決は、応用美術であっても、「実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるもの」については「美術的著作物」として保護され得るとする判断基準を示した。

8	知財高裁	令和3年12月24日	ロゴタイプ事件	否定	<p>被告が、被告商品などに被告標章1ないし3を付していることが、原告標章に対する原告の著作権（複製権）等を侵害するかどうかが争われた事案</p>	<p>商品又は営業を表示するものとして文字から構成される標章は、本来的には商品又は営業の出所を文字情報で表示するなど実用目的で使用されるものであるから、<b>それ自身が独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えているような特段の事情がない限り、美術の範囲に属する著作物には該当しないと解するのが相当である。</b></p>	<p>原告標章は、文字配置の特徴等を十分考慮しても、<b>欧文フォントのデザインとしてそれ自体特徴を有するものとはいえず、原告の商号を表示する文字に業務に関連する単語を添えて、これらを特定の縦横比に配置したものにすぎない。そうすると、原告標章は、出所を表示するという実用目的で使用される域を出ないとい</b>うべきであり、<b>それ自身が独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えているような特段の事情を認めることはできない。</b>したがって、原告標章は、著作権法2条1項1号にいう美術の範囲に属する著作物に該当するものとは認められない。</p>	<p>本判決がロゴタイプの著作物性が認められる範囲を特段の事情に該当する部分に限るとしたのは、<b>著作権法と商標法との重複適用の問題を踏まえたものとの指摘がある（判例タイムズ1500号232頁参照）。</b></p>
---	------	------------	---------	----	---------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------